

○財務省告示第二百三十一号

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する関稅定率法第八條第五項に規定する調査開始の件（令和元年九月財務省告示第百十五号）で告示した関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第五項の調査により判明した事實に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートについて、同條第一項及び第二項の規定により不当廉売関稅を課することが決定されたので、不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

財務大臣 麻生 太郎

一 関稅定率法（以下「法」という。）第八條第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二九一九・九〇号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート（以下「トリス（クロロプロピル）ホスフェート」という。）
- (二) 特徴 一般に無色から淡黄色透明の液体であり、主として、硬質ウレタン系断熱材用の難燃剤に使用される。

二 法第八條第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

令和二年九月十七日から令和七年九月十六日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）

トリス（クロロプロピル）ホスフェート

(二) 調査対象貨物の供給者（調査当局が知り得た供給者）

イ 浙江万盛股份有限公司 (Zhejiang Wansheng Co.,Ltd.)

ロ 江苏雅克科技股份有限公司 (Jiangsu Yoke Technology Co.,Ltd.)

ハ 湖北兴发化工集团股份有限公司 (Hubei Xingfa Chemicals Group Co.,Ltd.)

ニ 张家港丰通化工有限公司 (Zhangjiagang Fortune Chemical Co., Ltd.)

ホ 江苏吉宝科技有限公司 (Jiangsu Jiabao technology Co., Ltd.)

ヘ 宣城市聚源精细化工有限公司 (Xuancheng City Trooyawn Refined Chemical Industry Co., Ltd.)

ト 扬州晨化新材料股份有限公司 (Yangzhou Chenhua New Material Co.,Ltd.)

チ 泰州瑞世特新材料有限公司 (Taizhou Ruishite New Material Co.,Ltd.)

リ 泰州新安阻燃材料有限公司 (Taizhou Xin'an Flame Retardant Materials Co., Ltd.)

- 又 南京红宝丽聚氨酯销售有限公司 (Nanjing HongBaoli PU Sales Co., Ltd.)
- ル 富形化学有限公司 (Futong Chem Co., Ltd.)
- ヲ 浙江新安进出口有限公司 (Zhejiang WYNCA Import & Export Co., Ltd.)
- ワ 河南银科国际化工有限公司 (Henan International Chemical Co., Ltd.)
- カ 江阴澄星国际贸易有限公司 (Jiangyin Chengxing International Trading Co., Ltd.)
- ヨ 上海协通(集团)有限公司 (Shanghai Xietong (Group) Co., Ltd.)
- タ 山东诺威达化学有限公司 (Shandong Novista Chemicals Co., Ltd. (Novista Group) )
- レ 江苏维科特瑞化工有限公司 (Jiangsu Victory Chemical Co., Ltd.)
- ソ 江苏常余化工有限公司 (Jiangsu Changyu Chemical Co., Ltd.)

(三) 調査の対象とした期間(以下「調査対象期間」という。)

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実(以下「不当廉売の事実」という。)に関する事項 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで(ただし、不当廉売関税に関する政令(以下「令」という。)第二条第三項の特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実(以下単に「市場経済の条件が浸透している事実」という。)に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで)

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する

事項 平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

(四) 不当廉売された貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た供給者に対して質問状等を送付したところ、回答の提出がなかった。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者から質問状等の回答がなく、市場経

済の条件が浸透している事実を確認できなかつたことから、正常価格の算出のために代替国価格を用いることとした。

#### ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者から質問状等の回答がなかつたことから、知ることができた事実として利害関係者に対して送付した質問状等の回答の一部を用いることとした。

#### ニ 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、調査当局が知り得た供給者のうち回答の提出がなかつた者及び調査当局が知り得なかつた者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十・七三パーセントであつた。

#### ホ 結論

以上から、四(二)に掲げる者を供給者とし、中国を原産地とする調査対象貨物について不当廉売の事実が認められた。

#### (五) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間を通じ、本邦における市場占拠率において支配的な水準を維持するような量で輸入されていた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本

邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）との高い代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内取引価格を下回る価格で輸入され、販売されていた。

本邦の産業については、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引下げ及び販売価格の引上げの抑制を行い続けた結果、製造原価の増減に見合った価格設定ができず、利潤の大幅な低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。

以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

#### (六) 結論

以上のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するため必要があることから、不当廉売関税を課することが決定された。

#### 五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

##### (一) 不当廉売関税を課する貨物

中国を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

(一) 中国を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートの不当廉売関税の税率

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七十九号）による改正後のトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）において定める不当廉売関税の税率については、四(四)ニにおけるトリス（クロロプロピル）ホスフェートの供給者の不当廉売差額率から導かれたものであるところ、別表の上欄に掲げる者を供給者とする税率については、それぞれ同表の下欄に定める税率となる。

(二) 調査結果報告書の入手

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した調査結果報告書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定第十二・二条の規定に基づき公表され、財務省及び経済産業省のホームページにおいて入手することができる。

別表

供 給 者	稅 率
浙江万盛股份有限公司 (Zhejiang Wansheng Co.,Ltd.)	三十七・二%
江苏雅克科技股份有限公司 (Jiangsu Yoke Technology Co.,Ltd.)	三十七・二%
湖北兴发化工集团股份有限公司 (Hubei Xingfa Chemicals Group Co.,Ltd.)	三十七・二%
张家港丰通化工有限公司 (Zhangjiagang Fortune Chemical Co., Ltd.)	三十七・二%
江苏吉宝科技有限公司 (Jiangsu Jiabao technology Co., Ltd.)	三十七・二%
宣城市聚源精细化工有限公司 (Xuancheng City Trooyawn Refined Chemical Industry Co., Ltd.)	三十七・二%
扬州晨化新材料股份有限公司 (Yangzhou Chenhua New Material Co.,Ltd.)	三十七・二%
泰州瑞世特新材料有限公司 (Taizhou Ruishite New Material Co.,Ltd.)	三十七・二%
泰州新安阻燃材料有限公司 (Taizhou Xin'an Flame Retardant Materials Co., Ltd.)	三十七・二%
南京红宝丽聚氨酯销售有限公司 (Nanjing HongBaoli PU Sales Co., Ltd.)	三十七・二%
富彤化学有限公司 (Futong Chem Co., Ltd.)	三十七・二%
浙江新安进出口有限公司 (Zhejiang Wynca Import & Export Co., Ltd.)	三十七・二%

河南银科国际化工有限公司 (Henan International Chemical Co.,Ltd.)	三十七・二%
江阴澄星国际贸易有限公司 (Jiangyin Chengxing International Trading Co.,Ltd)	三十七・二%
上海协通(集团)有限公司 (Shanghai Xietong (Group) Co.,Ltd.)	三十七・二%
山东诺威达化学有限公司 (Shandong Novista Chemicals Co.,Ltd (Novista Group))	三十七・二%
江苏维科特瑞化工有限公司 (Jiangsu Victory Chemical Co.,Ltd.)	三十七・二%
江苏常余化工有限公司 (Jiangsu Changyu Chemical Co.,Ltd)	三十七・二%
その他の者	三十七・二%